# 社会福祉法人による地域での公益活動



全社協 福祉ビジョン 2011 実践事例集 vol.3

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

# 全社協 福祉ビジョン2011 実践事例集 vol.3

.

10000000

1000000

# 社会福祉法人による地域での公益活動 目 次

はじめい	ا
事例	複数の社会福祉法人が活動資金などを出し合い、 組織協働で貢献に取り組む
1 3	彩の国あんしんセーフティネット事業 埼玉県社会福祉協議会2
2 7	かながわライフサポート事業 神奈川県社会福祉協議会6
3	社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)
	大阪府社会福祉協議会 10
事例 2	生活困窮者等の住宅確保支援の取り組み 15 島根県社会福祉協議会
事例	社協と地域の社会福祉法人との連携による
3	「就労体験・中間的就労」の場づくり
	小坂町社会福祉協議会(秋田県小坂町)
事例	「放っとけやん」の精神が生み出した、
4	麦の郷による「中間的就労」の取り組み 22
	社会福祉法人 一麦会・麦の郷 (和歌山県和歌山市)
全社協社	晶祉ビジョン <b>2011 第2</b> 次行動方針27

# はじめに

平成27年2月に社会保障審議会福祉部会の報告書「社会福祉法人制度改革について」がとりまとめられ、社会福祉法人に対して、経営組織の強化、運営の透明性、財務規律の確立を図ることが必要とされました。

そのうえで、地域における公益的な取り組みの実施を社会福祉法人の責務とし、具体的には、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料または低額の料金により福祉サービスを提供することが必要とされ、法改正が予定されています。

全国社会福祉協議会政策委員会では、「全社協 福祉ビジョン2011」のもとに第2次行動方針を公表し、「いま、取り組むべき7つの重要課題」の第2に、地域における公益活動の取り組みを提起しています。具体的には、社会福祉法人組織や福祉関係者が制度外のサービス・活動の充実に取り組むこととしており、平成24年にも「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告」をまとめています。

こうした動きとともに、全社協政策委員会では、毎年、各地域での取り組みを実践事例集としてとりまとめており、本事例集はその3冊目となります。平成26年度における本事例集では、「社会福祉法人による地域での公益活動」をテーマとし、各地域で実施している公益活動の先駆的な取り組みを紹介しています。

社会福祉法人制度改革をはじめ社会福祉諸制度改革が平成27年度からすすめられるなか、社協、社会福祉法人・福祉施設がそれぞれの資源を活用し、一体的に協働・協力しながら、制度の狭間の福祉課題、生活課題を抱えた人々への支援を全国的に展開していくことが求められています。

本事例集をご活用いただき、今後、全国の社協、社会福祉法人 · 福祉施設において、 地域のニーズに応えるさまざまな取り組みの参考としていただければ幸いです。

平成27年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会政策委員会 委員長 井手之上 優

### 1. 事業のしくみ

#### ①概要

埼玉県では、先駆的に事業を始めていた大阪府、神奈川県の取り組みを参考に、平成26年9月より、彩の国あんしんセーフティネット事業を開始した。

この事業は、制度の狭間にある生活困窮者 や制度利用までの間の緊急対応を要する方に 対し、経済的援助(現物給付)を含む寄り添 い型の総合相談支援を行うもので、会員とし て事業に参加する県内社会福祉法人が資金を 拠出し、基金をつくり運営している。

#### ②相談支援の流れ

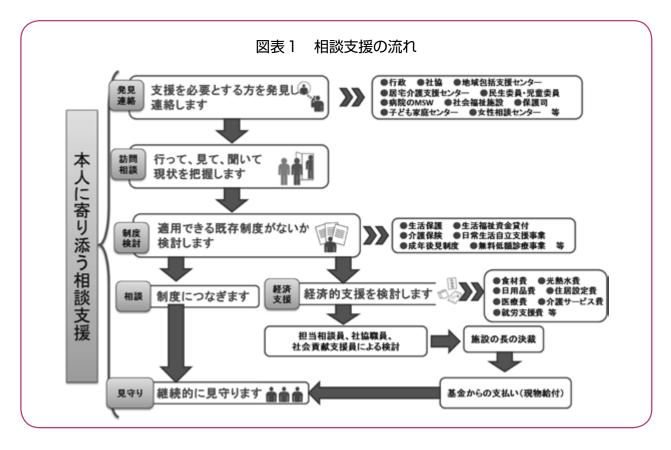
相談があると、まずは生活実態や困りごとの状況を確認するため、原則として対象者宅を訪問し、利用できる制度の紹介や、制度利用に向けた手続きを支援している。(図表1)

すぐに適用できる社会資源がない場合や、制度利用までの間に支援が必要な場合は、会員施設の施設長の決裁により、10万円を限度とした経済的援助(食材の提供や水道光熱費の支払等の現物給付)を迅速に行うことで、逼迫した状況を回避する。

緊急対応を終え、本人が落ち着きを取り戻した後、制度の利用や就職活動、負債の整理等、相談員が本人に寄り添い、本人の希望や課題に応じた支援を提供する。

#### ③実施体制

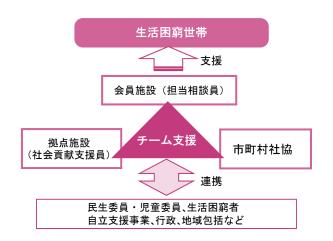
支援を担うのは、会員施設に配置された相談員である。また、県内を4ブロックに分割し、各ブロックに拠点施設を設けて、社会貢献支援員を配置しており、各施設の相談員にとってスーパーバイザーの役割を担っている。(図表2)



さらに、埼玉県では市町村社協が本事業に 参画している。市町村社協は、地域の関係機 関や民生委員・児童委員とのつながりもあり、 また、自らも生活福祉資金や日常生活自立支 援事業等の支援ツールを持っており、対象者 の支援方策を検討する際に、大きな力を発揮 している。

この相談員、社会貢献支援員、市町村社協職員の3者がひとつのチームとなり、関係機

図表2 相談支援の実施体制



関と連携しながら訪問や相談支援を行える体制が、埼玉県の特徴のひとつである。

### 2. 支援実績

事業開始から半年が経過した平成27年3月10日時点の相談支援件数は209件。そのうち、130件に経済的援助(現物給付)を実施している。詳しくは5頁実績のとおりであるが、稼働世帯だが失業し、生活に困窮している方からの相談が多いのが特徴である。

# 3. 相談支援事例

### 事例 1 A氏(60代、男性)

無職であり、持家を売却して得た貯金で生活していた。貯金も底をつき、家賃や電気代等を滞納し、生活困窮者自立支援モデル事業(市社協受託)に相談。自立支援事業の相談支援員と本事業の相談員

で本人宅を訪問し、生活の状況を確認する。 その結果、生活保護の受給が適当と判断し、翌日に福祉事務所に同行し申請を 行うも、申請がおりるまでの期間の生活 支援が必要なため、食材と交通費の支援 を行う。また、電力会社、不動産会社等に、 支払いの猶予を求める。

Aさんは、家を追い出されるという不安から開放され、意欲的に生活の立て直しに取り組んでいる。保護費の支給後も、就労への助言や日中活動への参加呼びかけ等、生活保護ケースワーカーと市社協が連携して支援していくことを確認し、本事業の支援を終結した。

### 事例2 B氏(70代、男性)

年金と生活保護費で生活していたが、生活保護からの脱却を図ろうと始めた仕事がうまくいかず、仕事に必要な資材の購入費が生計を圧迫して家賃を滞納。不動産会社より退去要請をうけたことから、民生委員経由で市社協に相談があったもの。

本事業相談員、市社協、福祉事務所間で協議し、当面の生活費として市社協独自の福祉資金を貸付するとともに、本事業による家賃滞納分の一部支援を行うこととした。また、同時に、滞納家賃を計画的に返済できるよう、社協、本人とともに家計の収支計画、キャッシュフローを作成し、不動産会社にも理解をいただいた。

支援の結果、3ヶ月で滞納家賃の返済を 完了し、やりくりは苦しいながらも計画 通りに生活ができている。

### 事例3 C氏(50代、男性)

生活保護費を受給していたが、就労支援への拒否や指示に従わない等の理由で保護廃止処分の通告を受け、当面の生活の目途が立たず本事業に相談があったもの。

当面の食材費と電気代の援助を行うと ともに、ハローワークへ同行を提案した ところ、就職活動への意欲を見せたため、 相談員が同行支援を行い、就職に至った。 就職後に勤務状況や生活状況を確認す ると、「仕事がつらい」などの弱音を吐くこともあるが、相談員が話を受け止め、就労が継続できるように声かけをしている。初回給与が支給されるまでの間、小口資金の貸付を受けることになり支援は終結に向かうが、引き続き、社協と連携しながら、声かけや見守りを行っていくこととしている。

# 4. 取り組みを通して明らかになっ た課題

事業開始から半年が経過しているが、寄せられる相談の中には「3日間水しか飲んでいなかった」「病院に行きたいのを我慢していた」など、緊急を要するケースも少なくなく、本事業の意義を強く感じている。一方で、自身で周囲にSOSを発信できない人のニーズをどう把握し、支援に結び付けていくかが課題である。民生委員・児童委員や市町村社協などが取り組む、要援護者の見守り活動との連携などにより、声なきニーズを支援に繋げていく必要がある。

そのためにも、地域内の会員施設、社協、 行政担当者などの関係者が情報を共有し、互 いに連携して支援を行う関係作りが必要であ る。現在、市町村社協がプラットフォームと なり、事業関係者の連絡会組織を作り始めて いる。この取り組みを全県に広げるとともに、 参加する関係者の幅を広げていく必要がある。

また、参加法人数を拡大していくことも大きな課題である。63市町村の内、参加施設・ 社協(予定も含む)がない市町村が6市町村あるが、全市町村に会員がいる体制を構築していきたい。

# 5. 今後の展望

相談支援の対象者を見ると、20代~50代

の稼動年齢にいる方が60.3%と高い割合を占めている。現物給付による応急的な支援をした後は、就労に向けた支援が必要となるケースも多いが、課題を抱えながら就労を目指す対象者にとって、その間口は必ずしも広くはない。生活困窮者自立支援事業との連携はもとより、社会貢献事業としての中間就労の場の提供についても、検討課題のひとつである。また、その手前でひきこもり状態にある方についても、市町村社協や施設が日中活動の場を提供するなど、支援方策を検討していきたい。

また、本事業は、制度の狭間にある方に 寄り添い、支援をしていく役割を担ってい る。しかし、制度の穴を埋め続けるのではな く、そもそも制度やその運用が不十分なため に、サービスを受けられずに困っている人が いるという現実に対して声をあげる必要があ る。制度やその運用を改善するようにソー シャルアクション機能を発揮し、生活困窮者 の支援を手厚くしていくために、われわれが 果たすべき役割がまだ多くあると感じている。

#### 彩の国あんしんセーフティネット事業実績(平成27年3月10日現在)

#### 1. 相談支援実績の概要

相談支援件数 209件 うち現物給付 130件

3.477.322円(1件平均26.749円)

終了支援件数 90件

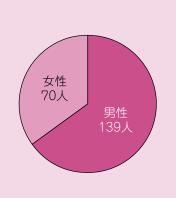
#### 2. 会員施設・社協数

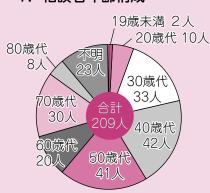
	法人数	施設・社協数
施設	73	130
社 協	24	24
計	97	154

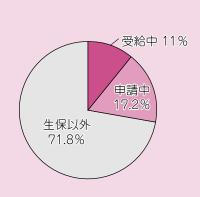
#### 3. 相談者の男女比

### 4. 相談者年齢構成

### 5. 生活保護受給者の割合







#### 6. 主な紹介経路

#### 

#### 7. 相談内容の主な特徴(重複カウント)



### 1. 事業のしくみ

かながわライフサポート事業は、神奈川県内の社会福祉法人(経営者部会会員法人数約500法人)のうち、本事業の趣旨に賛同して、自ら手を上げて参加申込みをいただいた法人(現在50法人)と神奈川県社会福祉協議会(以下、神奈川県社協という)が協働で取り組む事業である。

それぞれが図表3のとおり役割分担して活動の一旦を担い、実践を重ねていく中で課題を共有し、それを受けて次の取り組みをともに考えていくしくみとなっている。

### (1)概要

①社会福祉法人(桃色部分)…事業の財源となる会費の拠出と、この事業のキーマンであるコミュニティソーシャルワーカー(以下、CSWという)

- の人的拠出を行う。基本、支援を必要とする方にいちばん近い法人が担当する。
- ②県社協(赤色部分)…会費を基金として適正に管理すること、直接雇用したライフサポーター(以下、LSという)を配置。CSWの調整、地域をまたぐ案件のつなぎ等を担当。
- ③実際の支援(黒色部分) …CSWとLSが一緒に生活に困っている方のもとへ出向き、「行って、見て、聞いて」を基本として次の3つのステップを展開する。

#### (第1ステップ)

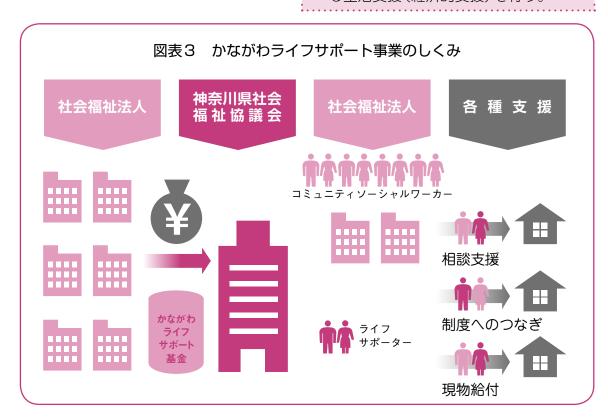
本事業は、支援を必要とする人に対してアウトリーチを基本とする相談支援の活動を中核とする。

#### (第2ステップ)

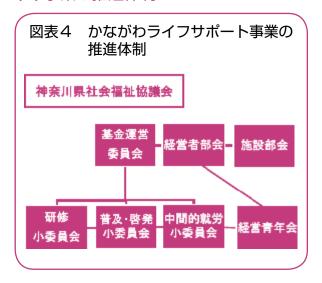
本事業は支援を必要とする人を既存の公的制度につなげることを主眼とし、これらを最大限に活用することに留意して行う。

#### (第3ステップ)

本事業は既存の公的制度等につながるまでの間、必要に応じて現物給付による生活支援(経済的支援)を行う。



#### (2)事業の推進体制



- ①基金運営委員会…会費の適正管理、困難事例や課題を受けて今後の方策やビジョンを まとめる。(経営者部会正副部会長、県社協役員、学識経験者で構成)
- ②研修小委員会…CSW養成研修、事例検討会、テーマ別研修等の企画 · 運営(経営者部会委員、経営青年会メンバーを中心に構成)
- ③普及・ 啓発小委員会…事業のPR方策の検討、各種会議等での事業説明等を担当(経営者部会委員、経営青年会メンバーを中心に構成)
- ④中間的就労小委員会…社会福祉施設や企業へ多様な就労形態での働き方の提案や導入支援のための資料の整備を担当(経営者部会委員、経営青年会、施設関係者、企業担当者により構成)

# 2. 支援実績

かながわライフサポート事業は、平成25年8月より開始している。平成25年度、実際にCSWとLSが出向き、支援を行った件数は55件である。そのうち29件は、その人なりの自立を実現し、支援の終結に至っている。

その中には次のようなお手紙やメッセージを 寄せていただいた方もいる。

- ◇相談することで、少し気持ちが軽くなりました。あのまま食べ物もなかったら、投げやりになり、食べず・働けずになっていたかも知れません。 (40代・男性)
- ◇お心配りとご配慮、嬉しく思っています。 熱意と誠意をもって、日々、忍耐・根気・ プラス思考で生きたいです!

(60代·男性)

2年目となった平成26年度も合わせ、これまで約640件の電話や来所等での相談を受け、160件(平成27年2月末現在)の支援を行っている。本事業は、「寄り添う事業」であり、「悩む事業(いろいろと悩み、考え、その中からより良い方策を一緒に見つけ出していくことを是とする)」であると常々意識して事業を展開してきているが、平均すると、概ね1事例あたりに43.6日を要している。その他、まだお会いしていないが、ずっと電話で対応してきている方や支援は終結したが、連絡をとっている方などがいる。

# 3. 支援事例の概要

#### 事例 【高齢夫婦と成人の子の家計管理】

- ◇対象者 本人70代 夫70代 長男30代 次男30代
- ◇困窮原因 高齢、認知症、その他
- ◇相談内容 本人と夫の年金、長男の障害年金と就労収入、次男の就労収入はあるが、息子2人に借金があり、光熱水費や家賃、電話代の支払いもできておらず、夫の通院もできていない。民生委員が長年関わってきたが、ライフラインまで支援できず、地域包括支援センター経由で相談があがってきた。

#### ◇支援の方向性とポイント

- ①収入はあるため、借金やその他支出に ついて不明確な部分を整理。
- ②ライフラインが停止しないよう、必要 に応じて経済的支援を検討。
- ③今後の返済計画を含めた家計のやりく りを、家族のなかで誰が担うか相談。
- ◇**支援期間** 約5カ月(訪問6回、同行支援1回、合計支援時間7時間)

#### ◇事例のポイント

- ①家族内で家計管理のキーパーソンを決め、収支を互いに確認するようにして立て直しを図った。
- ②民生委員や地域包括支援センターとと もに支援したことで、支援終了後も地 域での見守りや支援との連続性を担保 できる。
- ③収支については、本事業の介入により 詳細な聞き取りがしやすかった。

上記の事例の他にも、次のような事例に向き合い支援を行ってきている。その中には、事業のパートナーである社会福祉法人だからこそできた支援もある。これには、社会福祉施設というソフト面でもハード面でも有効な資源を持つ機能を十分に発揮していくことによる可能性を感じている。

#### 【家賃滞納による保証会社との交渉】

執拗に昼夜問わず家賃の取り立てを行 う保証会社との間に立ち支援を実施。

交渉場所は施設の面談室

⇒ 人目があり、リスクを回避で きた。

施設の配慮で食事を提供

⇒ 久しぶりの温かい味噌汁に涙。

#### 【外国籍の妻と家族支援~行政との連携~】

最初に相談のあった夫は失踪。その後、残された外国籍の妻と子どもの支援。

子どもに関する行政担当課とも連携して問題解決。言葉の壁もあった。

#### 【自宅焼失からの支援】

茫然とする老夫婦とショートステイの

一室から支援をスタートした。 その他、【シングルマザーの生活支援】や 【拘留後の支援と在留資格】等

# 4. 取り組みを通して明らかになった 課題

事業が2年目を迎え、少しずつではあるが「かながわライフサポート事業」を知る人が増え、紹介経路も多様になってきている。それにより、入口のゲートは広がったが、まだ出口の扉が見えないことも多い。いかに、出口のメニューを開発し、常にそれを提供し続けることができるかが大きな課題である。いわゆる「狭間」や「孤立」は現状、それを十分に満たすものが無いことによって表出するものであるから、それを解消するため、多くはこれから新たにしくみを創造したり、関係者を増やすことによって常態化していかなくてはならない。

決して多くない本事業への参加法人数を増 やし、より密な地域のネットを構築していく ことも同様である。本事業の良さは、少ない 負担によって大きな効果を生むことにある。 ひとつの法人ですべてを準備し対応していく 形ではなく、大きなしくみの中で、自分たち が得意とするところを活かして担える範囲で 参画していくという形である。

また、従来の施設や事業所内の相談業務の 範囲を少し超えて、同じ地域の住民の相談に 向き合うことは、相談スキルの向上もさるこ とながら、地域ニーズに触れ、新たなサービ スの素となる情報に触れることにも繋がる。

この意味を分かりやすく伝え、多くの仲間 とともに、いかにオール神奈川で取り組んで いくことができるかが課題である。



悩む事業のひとつのかたち一事例検討会のようすー

### 5. 今後の展望

# (1)新しい取り組みー中間的就労(ユニバーサル就労)ーに向けて

生活困窮の主な要因として挙げられる失業 や就労だが、自活できる給料を得られることが、その人の目標とは限らず、自分の居場所を一生懸命見つけようとしている方、今までの生き方と向き合い新たな一歩を踏み出そうとしている方など様々である。相談の中で仕事を探していく過程に向き合うと、そういった思いや境遇に触れることになる。

そこで、新たな取り組みの一つに「中間的就労」の検討を掲げ、新たな小委員会を平成27年1月に立ち上げた。これはただ単に就労形態の多様化にとどまらず、いろいろな場面・方法での人とのかかわり方、持ちつ持たれつの関係を作っていくこと、地域の活性化などの要素も含んでいる。

相談者の中には、高いステップを一段一段 上っていく人もいれば、低いステップを細か に刻みながら進む人もいる。また、同じよう な悩みを持つ人が少ないことで、進んでいく ステップを見つけられずにいる人もいる。一 人ひとりの歩み方の違いを見逃さずに、状況 に応じて選択できるステップを作り、それぞれの方の、それぞれの自立に向けた取り組みを検討していくことが必要である。

# (2)次々と挙がってくる課題ーそしてそれに対応する挑戦ー

就労の問題と同じくらい重要なのが「住まい」の問題である。支援内容の中には、家を持たない方の支援も存在し、まさに家を追い出されそうだという方も少なくない。家賃の高いところに住んでいて、引っ越しを視野にいれなければならない事例もある。この問題にも向き合っていきたいと考えている。また、生活用品や食料品のストックやリサイクル利用などの取り組みも重要で、前にも触れた社会福祉施設というソフト面でもハード面でも有効な資源を持つ機能を活かした取り組みが期待される。

さらに、就労も合わせてであるが、社会福祉法人だけにとどまらず地元の企業や市民を巻き込んだ、まさに地域理解・地域づくりの視点が大切になる。その際には、地元の社会福祉協議会と協働して、様々なコラボレーションが生まれることで、その力が増してくることも目標のひとつである。

# 1. 社会貢献事業 (生活困窮者 レスキュー事業) について

#### 1事業概要

「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」とは、大阪府社会福祉協議会(以下、大阪府社協)と同老人施設部会が協働し、社会福祉法人制度創設の理念や使命にもとづき、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かし、対象者を限定せず「制度の狭間」の生活困窮に陥った地域住民に寄り添い、その人のパートナーとして抱えている問題を解決していく総合生活相談事業である。

相談支援活動にあたるのは、各社会福祉法人(施設)に配置されている「コミュニティソーシャルワーカー(以下、CSW)」と、大阪府社協に所属する「社会貢献支援員」である。CSWは府内の特別養護老人ホームなどの高齢者施設や在宅介護支援事業所の職員が一定の研修を受講し、その多くが兼務により本事業に携わっている。

また、「数日間何も食べていない」、「料金の滞納で電気・ガス・水道が止められてしまった」、「家賃を滞納し家を追い出されてしまう」など、緊急・窮迫した生活困窮状況に対しては、経済的援助(おおむね10万円以内の現物給付)による支援も検討し、適切な制度やサービスにつなげ、一旦の生活の安定が図れるよう、おおむね3ヶ月間の支援を行い、その後も継続的な見守りを行う。

この経済的援助を賄う財源は、老人施設部会の会員である450か所の社会福祉法人(施設)が拠出する社会貢献基金である。この基金は大阪府社協が管理し、平成16年度から平成25年度までの10年間で総額8億円となっている。

#### ②八尾方式の施設間での連携のしくみ

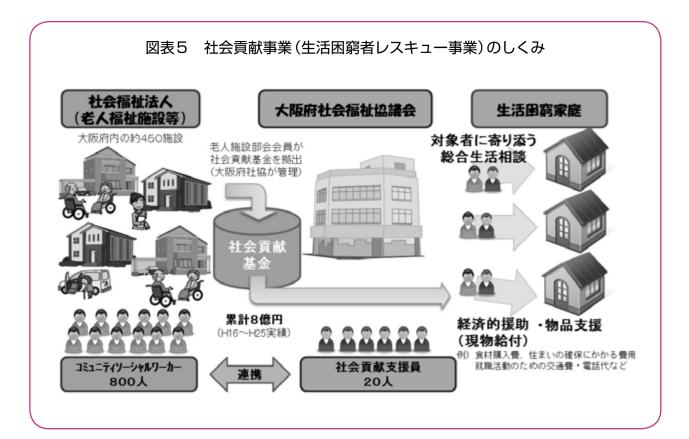
「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」の相談支援活動は、深刻な生活困窮課題に対応するため、担当する老人福祉施設のCSWに一時的に負担が集中し、場合によっては1日中相談者に寄り添った同行支援が必要となることもある。

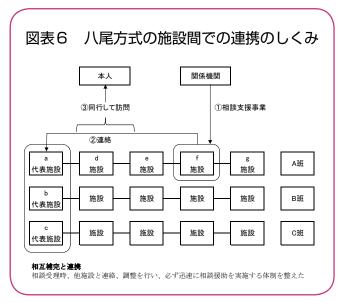
老人福祉施設のCSWは大多数がケアマネジャー等の業務と兼務で社会貢献事業の相談にあたっており、業務上の時間的な制約があるため、社会貢献事業の相談支援活動に集中したくてもできないというジレンマに悩む人も少なくない。

そこで、大阪府八尾市の場合、市内をエリアごとにA班、B班、C班の3グループを作り、それぞれの代表施設を決め、原則として生活困窮に陥った地域住民の最寄りの施設が相談支援を行うこととしている。

例えば、関係機関からf施設に相談支援依頼が入ったとすれば、f施設のCSWはa代表施設に連絡し、a代表施設、もしくはd、e、g施設のCSWとともに、2人1組になって相談者の住まいを同行訪問することとしている。(図表6)

なるべく一人での訪問は避けるようにし、 CSWの都合が難しい場合は、社会貢献支援 員が同行するようにしている。また、代表 施設は輪番制で1年半を任期とし、各班で半 年ずつ時期をずらして代表施設を引き継ぐこ ととしている。代表施設で訪問等の調整の他、





CSW相互の交流会の企画など事務局機能も担うようにしている。このように、相談の負担や事務局機能が一部の施設に偏ることのないように工夫することで、継続的で安定的な相談体制を市内全域で構築することが可能となっている。

大阪府八尾市では、市内の施設長会議でも 社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業) の進捗状況や地域での課題を議論しており、 上記の相談支援体制も施設長会議として提案 され、実現した。CSWの連絡会議も定期的 に開催し、市の生活保護担当課との意見交換 会も実施していることが、こうした機能的な 連携を可能としている。

老人施設部会では大阪府内8つの地域ごとに、定期的に相談援助技術研修会(事例検討会)を開催し、事例検討や連携した関係機関、活用した社会資源の情報についてCSWや社会貢献支援員が学ぶ機会を設けている。最近では、市区町村単位でCSWの連絡会を設置する地域も増え、横のつながりを強化することによって、CSWの負担を均等にするための取り組みが広がってきている。

### 2. 支援実績

社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)

の相談実績は、経済的援助(おおむね10万円以内の現物給付)による支援を行った支援事例だけでも、事業が発足した平成16年度から平成25年度までの10年間で5,222世帯あり、経済的援助による支援金額の合計は約4億円にのぼる。さらに、近年では、地域住

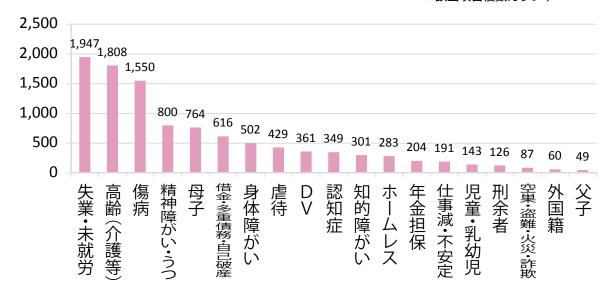
民等から、再使用可能な家電製品や、保存で きる食料品などの寄付物品を活用した支援件 数も増加している。

なお、経済的援助を伴わない支援事例については、社会貢献支援員が関わった事例だけでも上記10年間で約3万件以上であり、本



図表7 経済的援助(現物給付)の件数と金額の推移(H16~25年度)





会で把握できていない各社会福祉法人(施設) のCSWによる事例をあわせるとその10倍近い相談件数にのぼることが推測される。

経済的援助を行った世帯の特徴については、 傷病等に起因した失業をはじめ、多くの世帯 が複数の生活困窮要因を併せ持っており、緊 急の食材や日用品の提供、料金滞納により停 止された電気・ガス・水道のライフラインの 復旧、家賃滞納により退去を求められている 住居の確保のための諸費用の支援などを個々 の状況に応じて行っている。

### 3. 支援事例の概要

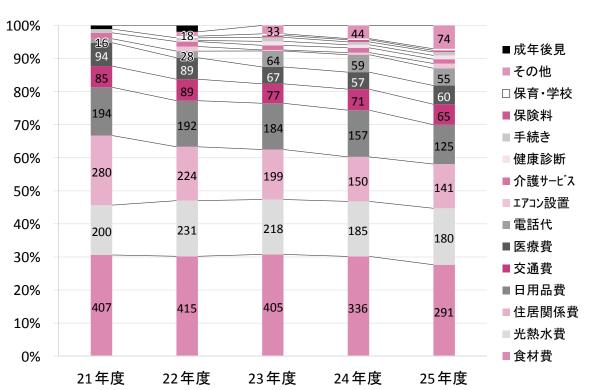
### 事例 1 70代、女性、高齢・知的障害

年金で生活している親子世帯。両親は 高齢で長男は知的障害がある。次回年金 までの生活費がなくなり、食材の支援を してほしい。米はなく、ラーメンが2袋 あるのみであった。関係機関の協力により、長男は作業所で夕食を提供してもらい、夫は現在利用中のショートステイを延長してもらうなど食事の心配を減らす努力をされてきたが、あと1週間のところで本人の食事も底をついた。福祉給付金の振り込みがあるとの通知が届き、給付金までの食材の支援を行う。

(支援内容:食材費)

### 事例2 20代、男性、知的障害·精神障害

知的障害者の夫、精神障害の妻の二人 暮らし。夫は中学校3年生の時に両親が他 界し、以後児童養護施設にて育つ。妻も 幼い時より児童養護施設にて育つ。二人 は1年ほど前に結婚し、年金月13万円と 夫の就労収入月約6万円にて生活。前職は 労働環境が悪く、長時間拘束されるが実 労時間が短く低収入であった。このため 本人は転職を決意し退職。現在は、再就 職が決まり勤務についているが、次回給 料日(再就職後の初任給)までのお金がな



図表9 対象者への経済的援助内容の推移(H21~25年度)

く生活困窮。電気代と食材費等を支援し 次回給料日まで繋げる。

(支援内容:食材費・光熱水費)

### 事例3

困窮状態にあった少年への 就労・生活支援

少年は母子家庭で育ち、中学卒業後はアルバイトを転々としていた。事情があって母や兄弟と離れて親戚の家で生活すでなったが、親戚は日雇い労働が充ったといかなく、少年の生活面での支援を困での支援を困るからにできなかった。毎日の食事にも働くが低い」と判断された。福祉事務所に相談したが「働かが低い」と判断された。福祉事務のよりや調理指導をはじから支援を開始のサポートを行うしたがら対した。初期に電話を入れるなど、就職後もき支援した。

(支援内容: 食材支援、面接の交通費、就職後の通勤費の一部)

# 4. 取り組みを通して明らかになった 課題

社会福祉分野に限らず、社会科学全般において根拠に基づく実践の重要性が指摘されている。地域福祉の分野でも当然であるが、実践の効果を数値化しづらいといったこともあって、まだまだ「効果測定」が十分であるとは言い難い。

本事業においても、効果検証や対象者への 追跡調査など実証的な分析を行ってきたとこ ろであるが、今後も引き続き、当事者自身の 暮らしぶりや意欲、社会関係といった側面で の変化や、こうした事業に携わるソーシャル ワーカーの成長、社会福祉法人や社会福祉施 設の変化、地域社会全体の変化などについて、 成果と課題を踏まえた検証作業を行っていく ことが必要である。 あわせて、本事業を通じて、見えてきた「制度の狭間」や支援を必要とする人びとの"声なき声"をそのままにせず、調査・研究・分析し、政策提言へとつなげていくことが求められている。都道府県域という広域であるからこそ多様な事例を蓄積することが可能であり、地方から国の制度や社会のあり方を変えていくダイナミックな事業展開が期待できる。

### 5. 今後の展望

大阪においては、老人福祉施設が中心となってスタートしたこの「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」を、保育園、障害者施設、児童養護施設、母子生活支援施設、無料低額診療事業、救護施設など、さまざまな施設種別全体として、すべての社会福祉法人が取り組んでいける事業へと発展させていくべく、平成27年4月より「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業」にむけて検討をすすめている。

神奈川県では、オール神奈川体制で「かながわライフサポート事業」が平成25年8月に開始され、その後、埼玉県では、オール埼玉体制で「彩の国あんしんセーフティネット事業」が平成26年9月に開始されることとなった。

その他には、関東、近畿、九州などの各都 道府県においても、それぞれ事業の形態は少 しずつ違いがあるものの、社会福祉法人によ る生活困窮者支援を軸とした社会貢献・地域 貢献事業の実施が検討されている。

大阪においても、それぞれの社会福祉法人 (福祉施設)の強みを活かし、生活困窮者レスキュー事業のみならず、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労などの就労支援、学習支援などの実践を"オール大阪"で展開していかなければならない。



# 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内 http://www.fukushi-shimane.or.jp/

### 1. 取り組みをはじめた経緯

島根県社会福祉協議会(以下、島根県社協という)では、平成23年度より、厚生労働省のモデル事業として島根県が設置している「島根県パーソナル・サポート・センター」の運営を受託し、生活困窮者等の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の支援に取り組んでいる。

そのなかで、支援対象者が賃貸住宅に入居 しようとしても、賃貸借契約の連帯保証人が 見つからないために契約を締結できず、初回 相談時に住居のない人が年々増加傾向にある ことがわかった。(図表10参照)

図表 10 島根県パーソナル・サポート・センター利用登録者における初回相談時住居のない者の数

	相談者数 (実人数)	初回相談時住居なしの人数	割合
平成23年度	110	7	6%
平成24年度	94	32	34%
平成25年度	64	43	67%
合 計	268	82	31%

しかし、当時、県内の機関・団体に連帯保証人と住居を確保する解決策や対応可能な施策・サービス等の社会資源はなかった。そこで、こうした人たちを何とか救うべく、平成24年度に島根県社協で生活支援部を中心に弁護士等の協力を得ながらプロジェクトチームを立ち上げて検討を重ねた。

プロジェクトチームでは、島根県社協が直接連帯保証人になることはできないが、家主や不動産会社が抱えるリスクを解消すれば、

連帯保証人がいなくても賃貸借契約を締結で きるのではないかと考えた。

具体的には、家主や不動産会社が抱えているリスクの多くは、入居者の滞納家賃や、入居者が行方不明あるいはその部屋で亡くなったときに、残された家財を処分する費用である。そこで、そうした費用を島根県社協が金銭的に保証することによって、生活困窮者のアパートへの入居を可能とする「入居債務保証支援モデル事業」を平成24年度より松江市域を対象に開始した。

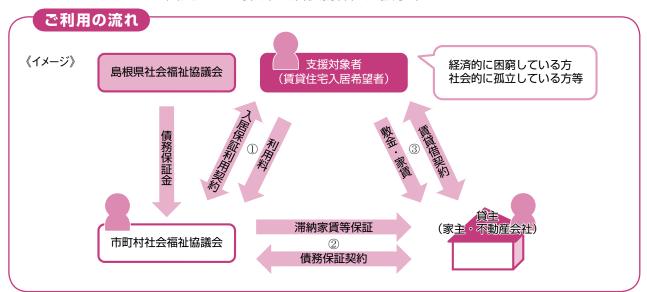
さらに平成25年度以降は、同事業を県西部地域でも実施することを検討し、全国社会福祉協議会政策委員会の福祉ビジョン実践推進事業を活用して「浜田市域における入居債務保証支援モデル事業」を実施した。

松江市域、浜田市域で平成25年度末までに合計26件の利用があり、この実績をふまえ、平成26年度からは、島根県の補助事業として、島根県内の全市町村において入居債務保証支援事業を展開できる体制を整えた。

### 2. 島根県入居債務保証支援事業の概要

目 的	賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない者について、市町村 社会福祉協議会が家主または不動産業者と入居に関する債務保証契約を 締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建 の基盤を支える。
対 象 者	次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、当該市町村内の賃貸住宅に入居を希望する者。 (2) 家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。 (3) 世帯の収入が住民税非課税相当以下の者。
対 象 住 宅	島根県内にある賃貸住宅で、市町村社会福祉協議会と入居債務保証契約 の締結が可能である賃貸住宅。
保証の対象・限度	(1)滞納家賃:月額家賃の3か月分に相当する額 (2)原状回復費用(残存家財処分費用含む):月額家賃の2か月分に相当 する額 ※月額家賃:生活保護制度における住宅扶助費の月額家賃の上限額
保証の期間	原則2年以内(審査により再契約をすることができる)。
利 用 料	15,000円
契 約 方 法	①市町村社会福祉協議会と支援対象者による「入居保証利用契約」を締結 ②市町村社会福祉協議会と貸主による「債務保証契約」を締結 ③貸主と支援対象者による「賃貸借契約」の締結

図表 11 島根県入居債務保証支援事業のしくみ

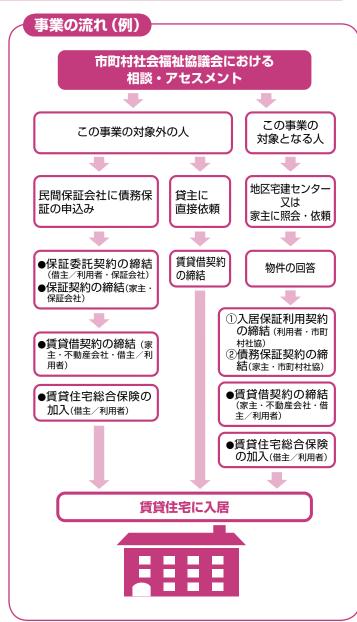


### 3. 成果と課題

本事業の実施により、市町村社協が 入居に関わる債務保証契約を貸主と締結し、発生する債務の保証金は島根県 社協が支払うというシステムができ、 島根県内の全市町村において、生活困 窮者の住まいの場を確保する環境を整 えることができた。

一方、今後の課題として、地域によっては、支援対象者の入居先となる民間 賃貸住宅の確保が難しく、家賃が保証 基準である生活保護費の住宅扶助費以 下の物件が少なく、支援対象者が希望 する地域とは違うところを紹介される こともある。

島根県社協では、今後も関係機関・ 団体等との連携を図りつつ、入居後の 見守りや生活支援の必要性に加えて、 保証基準家賃の上限額の検討と、今は 民間賃貸住宅のみの利用であるが、公 営住宅(県営住宅、市町村営住宅)の 連帯保証人制度にも対応するため、県 の住宅当局と調整を進めている。



# 社会福祉法人 小坂町社会福祉協議会

〒017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上前田7-1 http://kosaka-syakyo.net/

# 1. 地域内の社協と社会福祉法人が 連携した生活困窮者就労支援

社会福祉法人小坂町社会福祉協議会(以下、 小坂町社協)では、小坂町内にある社会福祉 法人と連携し、ひきこもりやニート、未就労 者などの状況にある人たちの支援に取り組ん でいる。

活動のきっかけとなったのは、平成23年に町の中心部に設立された「こさかわいわいエリア」であった。これは小坂町民が気軽に集まれるスペース「だんらん」、福祉ショップ&食堂「わいわい」、健康づくりスペース「すきっぷ」の3施設で構成される福祉コミュニティエリアである。小坂町社協と社会福祉法人花輪ふくし会(以下、花輪ふくし会)が協働で計画を推進し、「だんらん」は小坂町社協、「わいわい」と「すきっぷ」は、花輪ふくし会がそれぞれ運営管理を担当している。

この新しい形のコミュニティスペースに地域住民たちが日常的に集まることにより、地域における「困りごと」がよく見えるようになってきた。小坂町社協の柏山茂紀事務局長は、この取り組みを始めた経緯を次のように説明する。

「私たちはこれまで、生活福祉貸付金事業 や日常生活自立支援事業等を通して生活困窮



こさかわいわいエリア (手前が 「みんなのお店わいわい」、奥に見えるのが 「みんなのお家だんらん」)

にある人たちと日常的に関わりをもってきました。けれども、それはあくまでここに相談にきてもらって初めてスタートする関係です。相談にも来られないけれど、本当に困っている人たちというのはもっと多いはずです。とくにひきこもりやニートなどの若い人たちは福祉制度の枠外に置かれている存在であり、まわりからは声をかけづらい状況にありました。彼らが少しでも自立への第一歩を歩むための後押しをすることは、地域にとって非常に大切な活動だと考えました。」

自立に向けたサポートでは、就労支援が重要になるが、事業規模の小さい小坂町社協単独で、すべての支援を行えない。そこで柏山さんは、「こさかわいわいエリア」の運営で培ったノウハウを生かし、地域内の社会福祉法人との連携スタイルを取り入れることにした。今回は花輪ふくし会(障害者施設)だけでなく、社会福祉法人小坂ふくし会(以下、小坂ふくし会:高齢者施設)、社会福祉法人こばと会:保育園)も加わり、小坂町役場、小坂町民生委員児童委員協議会、小坂町商業協同組合等も名を連ねた「生活困窮者等自立支援推進を員会へと改称。以下、推進委員会)を発足させた。

# 2. 民生委員のアンケート調査を元にアプローチを開始

推進委員会がまず初めに取り組んだのは、 民生委員・児童委員に依頼した「生活困窮者 等調査」であった。担当地域内の住民の中で、 ひきこもりや未就労となっている人たちが いるかどうか、その本人の状況や家族構成に ついて、民生委員・児童委員が把握している 範囲内で記入してもらう。そしてその調査結 果をもとにして、小坂町社協のコミュニティ ソーシャルワーカー (CSW) がアプローチを 開始するというしくみである。

「そうはいっても、どうやって本人にアプローチしたらいいかは非常に悩みました」と小坂町社協CSWの對馬ひろみさんは語る。「ご本人たちから集めたアンケートではありませんから、こちらから勝手に押しかけるのは本来なら失礼なこと。できるかぎり自然に話しかけられるように、最大限の配慮をしました。何度も伺いましたが、まだ一度も会えてない人もたくさんいます。じっくり時間をかけて、信頼関係を築いていくしかないですね。」

この活動で見えてきたのは、想像以上に親たちが子どもたちのことで深刻に悩んでいる現状だった。ひきこもってしまった本人たちに、なかなか会うことはできなくても、親に話を聞くと困っている様子を率直に打ち明けてくれる。これまで誰に相談していいかわからない悩みごとだっただけに、状況を細かく教えてくれる事例が多かったという。

小坂町社協では、彼らが少しでも社会との 接点を持てるようにするためのステップと して、就労体験というプログラムを準備し た。長い間家にひきこもり、人との接触がな かった人たちをいきなりハローワークにつな ぎ、仕事を紹介されてもなかなかうまくいか



多世代交流拠点 「みんなのお家だんらん」

ない。そのためコミュニティスペース「だんらん」の活動ボランティアに誘うところからスタートして、徐々に外部の仕事を紹介していくようにした。仕事は、ボランティアの延長に近いが、働いたことに対して少しでも対価を支払うシステムにするために、メンバーは登録制にした。また、一人で働くことに対する不安感を払拭するため、就労体験サポートメンバーも用意し、体制を整えている。

「『だんらん』の中の仕事であれば、私たちが常に様子を見られるので安心です。しかし、外部の仕事になると本人たちも不安が大きいのです。サポートメンバーは、そんな不安感をなくすために不可欠の存在です。精神的なジョブコーチみたいな存在といっていいでしょう」と對馬さんは語る。

# 3. さまざまな就労体験プログラム を用意

小坂町社協が就労体験プログラムとしてこれまでに提供した主な仕事は、次のようなものである。

- ◆ 花輪ふくし会の日中作業 (ブルベーリー収 穫や椎茸栽培などの農園作業)、ケアホー ム清掃
- ◆小坂町社協の通所介護事業所の除雪作業



子どもから高齢者まで、気軽に立ち寄る

- ◆「だんらん」の清掃作業、除雪作業、草取り、 事務補助(チラシ折り込み作業)
- ◆アカシアまつり会場イベントスタッフ
- ◆個人宅の除雪作業、草刈り、家事補助
- ◆農家での草刈り作業

推進委員会のメンバーに地域の社会福祉法人すべてが加わったため、登録メンバーに対して多様な仕事を提供することができた。柏山事務局長は、その効果を力説する。「もともと花輪ふくし会さんとは『こさかわいわいエリア』の運営においてさまざまな協力関係をもち、成果を上げてきました。ここに小坂ふくし会さんやこばと会さんが加わったことにより、可能性がさらに大きくなったと思います。小坂町社協が独自に用意できる仕事には限度があります。それに社会福祉法人だと、就労体験のメンバーを1人で派遣しても安心です。私たちの代わりに、それぞれの法人の職員が彼らの状況をしっかり見守ってくれますから。」

對馬さんも、施設側の受け入れ体制の充実 が就労体験プログラムのポイントだと語る。

「就労体験メンバーたちは、感情の起伏や、体調を崩しやすいところがあります。服薬している方も多く、継続して仕事をすることが難しいときもあります。花輪ふくし会さんでは、そのような状況も考慮し、『毎日でなくてもOK』『自由な勤務時間』という受け入れ体制をとっていただいているので、本当に助かっています。いくら就労体験といっても普通なら考えられない条件ですが、だからこそ安心してメンバーたちは働くことにチャレンジできるのです。

冬場の除雪作業については、不況のため仕事が見つからず生活福祉資金貸付金の返済が滞っているような人たちにも担当してもらっている。これまでは単にお金を貸すだけの関

係であった人たちと、仕事の仲介を通じて新たな関係を築けたのも非常に価値あることだという。「私自身、以前は生活福祉資金貸付の担当でした。単に貸し付けるだけでは根本的な解決策にならないことを痛感してきましたので、『出口』としての就労支援は大切な活動だと思います。現在は地域の社会福祉法人での就労体験が中心ですが、中間的就労の場や、企業への一般就労につなげていくことが最終的な目標になるでしょう」と對馬さんは続ける。保育園を運営するこばと会が推進委員会に参加することによって、被虐待児童や生活困窮家庭を見つけ出し、委員たちが連動して問題解決に向かうという理想的な関係構築も期待される。

# 4. 終わりのない支援だからこそ地 道に続けたい

就労体験を経て、次のステップに進んだ事例も出始めている。「こさかわいわいエリア」の中の福祉ショップ&食堂「わいわい」のレジ係や、花輪ふくし会の印刷工場でパソコンオペレーターとしてアルバイト勤務を始めた人がいる。また小坂町社協で受託している湯楽事業(老人福祉センター等での入浴機会の提供)にも、就労体験メンバーの一人を世話人として採用した。

「まだまだ実績は少ないですが、あまり焦って進めても本人にとって良い結果につながりません。ハローワークを通じて近所のレストランにパートでの就職が決まった女性がいましたが、ほっと一安心かと思っているといつのまにか退職してしまっていました。『だんらん』でのアルバイトも兼務していて、とても充実しているように見えたのですが、急に無理して動き出すと、その反動が怖いので

す。」

對馬さんによると、就労支援というのは終わりのない支援であるという。一度就職したからそれで安心ということは決してない。その後も彼らのことをずっとフォローし続けなければならない。非常に時間がかかる仕事だ。しかし、たとえひきこもりや未就労の人たちであっても、継続的に見守り続ければ彼らは自信を持って暮らせるようになるはずである。それが結果的に、みんなに優しい理想的な社会を築くことになるのではないかと小坂町社協では考えている。

小坂町社協の工藤保会長は、最後に次のように語ってくれた。「今後の課題は、人員的な問題でしょう。現在はたった一人のCSWが孤軍奮闘して地域内の生活困窮者を見守り続けています。私たちとしては彼女の思いを小坂町全体のものにするために、できる限りサポートしていく必要があります。情報収集の感度を上げるアンテナづくりも進めていかないといけません。困った人がいたら相談に乗ってあげられる人を、地域内にできるだけ多く作っていく。そのためにも、ケースワーカーや民生委員などとの連携がますます必要になるでしょう。地域の問題を地域みんなで解決していく、そんな小坂町でありたいと私は思います。」



小坂町社協の皆さん(写真左からCSWの對馬ひろみ 氏、工藤保会長、柏山茂紀事務局長)

# 社会福祉法人 一麦会・麦の郷

〒640-8301 和歌山県和歌山市岩橋643 http://www7.ocn.ne.jp/~ichibaku/ index.html

# 1. なぜ「中間的就労」の取り組みを進めるのか

障害者の総合リハビリテーション施設として、地域における障害者の就労支援や生活支援を行っている社会福祉法人一麦会・麦の郷(以下、麦の郷)では近年、ひきこもりやニート等の福祉的支援を受けていない人たちに対する就労支援にも取り組んでいる。

もともと麦の郷では、身体・知的・精神障害者、障害乳幼児、高齢者等を対象として、「生活保障」「発達保障」「労働保障」の三本の柱でさまざまな活動をおこなってきた。1977年の無認可共同作業所「たつのこ共同作業所」設立以来、「放っとけやん」(和歌山弁で「放っておくことができない」の意)を合い言葉に、生活弱者とされる障害者や高齢者が地域で幸せに暮らすことができる豊かな町づくりをめざしてきたのである。

このように、麦の郷が障害者等に対する支援に関わるなかで、地域の人から、「知り合いに、障害があるわけではないが、自宅にひきこもっている者がいる。何かサポートしてもらえないか」という相談を受けるようになった。

障害者等でなければ、麦の郷として支援をしても、福祉事業収入は得られない。しかし、「放っとけやん」の麦の郷は、ひきこもりやニートへの働きかけを始めることになった。今から10数年前、国が生活困窮者支援や中間的就労の必要性を提起するよりも前のことである。

麦の郷では今から約30年前にも、「精神障害者の社会復帰を進めるキャンペーン」を大々的に和歌山市内で繰り広げ、彼らが地域で生活できる場を生み出してきたという実績がある。当時の行政対応は、統合失調症患者

等に対し、精神病院への長期入院を勧めるという時代に、彼らが地域で社会生活を送るための福祉工場(現ソーシャルファーム ピネル)を立ち上げたのである。困った人たちがいれば、「放っとけやん」という法人の精神は、今度は、近年急激な勢いで増えつつあるひきこもりやニート等といった生活困窮者に向けられることとなった。

若年層が自立生活を送れるようにするためには、就労サポートが重要だが、高校卒業後も自宅にひきこもってしまい、あるいはニートとなって長期間未就職・失業状態となっている事例は少なくなかった。本来は稼働世帯として懸命に働き、地域に税金を支払うべき立場の若者たちである。彼らが生活保護を利用する手前で自立できるようにサポートすることは、これからの地域のあり方を考える上でも非常に重要なテーマであると麦の郷は考えた。

麦の郷の柏木克之執行理事は、こうした取 り組みの重要性を強く訴えている。

「さまざまな理由により、一般企業で働くことが難しくなっている人たちは少なくありません。ますます厳しくなっていく社会状況の中、健常者でも悲鳴を上げたくなっています。そんな今だからこそ、『中間的就労』が必要だと思うのです。私たちは地域に根ざす社会福祉法人として、困っている人たちのために手助けをしなくてはいけないと思いました。」

# 2. 法人内の多様な事業所で就労トレーニングを実施

まず始めに取り組んだのは、2009年に麦の郷ひきこもり者社会参加支援センター(以

下、ひきこもり支援センター)として、「麦 の郷ハートフルハウス 創~HAJIME~|を 開設することであった。紀の川市から地域活 動支援センターⅠ型として委託を受けている 「紀の川・岩出生活支援センター」の隣りに、 ログハウス風の建物を建て、社会的ひきこも りといわれる青年たちを対象とした、自宅以 外の居場所づくりに取り組んだ。全面が木で 覆われ、落ち着いた雰囲気の室内では、若者 たちはゲームをしたり、読書をしたり、各自 が好きなことをして時間を過ごすことができ る。開所時間は月曜日から金曜日の10:00 ~16:00(水曜日のみ14:00まで)で、制 度に基づく施設ではないため誰でも利用する ことができる。また、利用する期間の定めも ないので、半年でも1年でも本人の状況に合 わせて通うことができる。法人事務局の野中 康寛次長は、支援の基本的な考え方を次のよ うに説明する。「ハウスの中で何をするかは、 基本的に自由です。時間をかけて仲間たちと 交流していくことで、何かが変わってくれれ ばいいと考えています。大切なのはスタッフ が一方的にプログラムを押しつけるのではな く、彼ら自身の中から主体的な活動が生まれ ていくことです。自治活動の柱の1つとして コーヒー豆の焙煎・販売活動なども行ってい ますが、あくまで自主参加です。出店や新商



紀の川・岩出地域生活支援センター

品を作る際、ミーティングを何度も重ねていきます。最初はみんな、『こんな発言をしたらどう思われるだろう』『提案をしたいが反対されたらどうしよう』などと悲観的に考えてしまい、なかなか会議になりませんでした。でも、慣れてくるとお互いが共感しあい、信頼関係を築きはじめ、意見や討論ができるようになってきます。

こうして自分たちの将来像を考え始めた若者たちの何人かが、社会参加の一歩として次へのステップを歩んでいくことになる。ひきこもり支援センターのスタッフが本人たちの希望をヒアリングしつつ、特性に合わせた就労支援の場を探すのだ。職場に送り出す前には、法人独自でまとめた就労支援マニュアルに沿ったトレーニングを何度も重ねている。

「私たちの法人内では、印刷、クリーニング、パン製造、納豆・豆腐製造、米飯・総菜製造、飲料・生菓子製造、粉末加工品製造、農産物直売所・飲食店運営、農業、カーメンテナンス…と、多種多様な事業所があります。職場選択のバリエーションが多いことは非常に重要です」と柏木さんは語る。

社会への第一歩を歩み出したとはいっても、 まだ服薬している人も多く、仕事上の過度の ストレスは厳禁である。かといって、あまり に軽易な労働ばかりだと満足感を得られない



麦の郷ハートフルハウス創~ HAJIME ~

人がいる。これがひきこもり・ニートたちの 就労支援の難しさなのだという。学歴が高く、 知的能力も非常に高い人がいるためである。 また、働くことが直接誰かの役に立つと実感 できる仕事は、彼らにとって、就労トレーニングの場として適しているという。

# 3. 中間的就労からステップアップ した成功事例も多数

ひきこもり支援センターを通じて麦の郷の 各事業所に派遣された人たちの中から、次の ステップに進んだ人たちも現れている。最 近1年間の実績(2013~2014年)だけで も、医療法人に正職員として1名、麦の郷法 人パート職員として1名、農業への就農1名、 古民家カフェ(後述)のスタッフとして3名 が就労を果たした。またすでにこれまで、こ じか園(児童発達支援センター)に2名、紀 の川・岩出生活支援センターのスタッフとし て1名、結い(相談訓練事業)の支援員とし て1名、麦の郷印刷やクリーニング工場の ソーシャルファーム・ピネル、はぐるま共同 作業所等のパン ・焼き菓子製造事業所等に、 多くのひきこもり・ニート経験者たちが働い ている。

柏木さんは、法人が行ってきた取り組みの 成果を強調する。

「はじめに彼らを受け入れたときには、ほとんど何の支援計画もカリキュラムもありませんでした。とりあえず法人運営の農産物直売所での仕事や、商品配達、農産物加工の応援スタッフとして働いてもらったのです。その後少しずつ彼らと関わる中でさまざまなノウハウを蓄積し、『中間的就労』のマニュアルをまとめました。ここには挨拶や服装などの基礎的社会人マナーから、各事業所におけ

る作業の習得と向上方法、さらには基礎的計数管理の習得方法まで細かく記載しています。 たとえばスーパーなどの売店で働くなら、歩留まり率や原価計算、値入高と値入率、売上目標の算出等までできる人材であってほしい。 そんな期待を込めて、本マニュアルを作成しました。

事実、現在農産物直売所でパートとして働いているスタッフは、この高度なカリキュラムを受けることによって意識も格段にレベルアップし、近い将来の店長候補として期待されているという。ソーシャルファーム・ピネルの田村知己施設長も、ひきこもり・ニート経験者の可能性を信じている一人だ。

「きちんとした支援さえ行えば、どんな職場でも充分通用してくれると思います。私たちのクリーニング工場に来た場合、最初はたしかにあまりの仕事の多さに固まってしまう人や、すぐやめたいと逃げ出す人がいるのも事実です。けれどもたっぷり時間をかけて丁寧に説得すれば、頑張って働いてくれるようになるのです。昔、あれほど手間暇かかった男性が、今ではなんと工場の先鋭部隊(笑)。いろいろなタイプの障害者が混在する中で、貴重な戦力として活躍してくれています。」

# 4. 課題は多いが、社会福祉法人としての使命を果たす

麦の郷が地域のニーズに耳を傾け、制度の枠にとらわれず、ひきこもりやニートへの支援を始めたことが、今、「中間的就労」の先行例として、注目を浴びている。

中間的就労を考える上で、最大の問題は、 コスト面である。ひきこもり・ニート経験者 というのは、現状の福祉支援制度の枠組みか ら漏れた存在である。障害者と違って彼らを 何人受け入れたとしても、事業所には福祉事業収入はまったく入ってこない。それにも関わらず、精神障害者や知的障害者と同等以上の就労支援を行わなければ、彼らが社会への一歩を踏み出すことは不可能だろう。日々売上げ目標などの数値ノルマに追われている一般企業では、この活動を実施することは難しいと思われる。それゆえ社会福祉法人が中間的就労支援に率先して取り組むべきだと、柏木さんたちは考えている。

また、就労機会の創出も大きなテーマであ るという。和歌山県内の経済状況は非常に厳 しく、生活困窮者の雇用機会は今後も多く望 めそうもないのが現状である。つまり法人自 らが新規事業をおこし、雇用拡大の機会を増 やさなければ根本的な解決にはつながらない ことが想定される。麦の郷ではこれまで、一 次産業としての農業、二次産業としての農産 物加工業、三次産業としての小売り・飲食業 を作り上げてきた。次に注目するのは、これ らすべてを多角的に運営する六次産業化であ る。法人単独で実施するのが難しければ、地 域内の複数団体・企業が相互協力関係を築け ばいい。これこそ、柏木さんが独自に「地域 資源循環型共生事業」と銘打って進めてきた 新しい事業のあり方だ。

具体的な話も進んでいる。県下で介護事業



内装にもこだわり、訪れる人がホッとするひととき を過ごせる「創-HAJIME-Café山崎邸」

を中心に高齢者福祉事業を展開してきた和歌 山高齢者生活協同組合と連携することで、法 人内すべての事業を拡大させ、訪問介護ヘル パー、デイサービス、サービス付き高齢者向 け住宅の運営、営繕事業といった分野にも中 間的就労の場を生み出したいと考えている。

麦の郷独自の社会的企業もスタートした。 2013年3月にオープンした民家カフェ「創ーHAJIME—Café 山崎邸」である。大正時代に建てられたという築100年の豪華な古民家(山崎邸)を無償で借り受け、建物や内装を活かしたままオシャレなカフェに変身させた。この店の責任者も務める野中さんは、

「現在、3名のひきこもりメンバーが週3日間、支援員のサポートを受けながら経営に携わっています。福祉事業所ではないので、支援員の人件費は法人負担です。私も含めすべてのスタッフが、ひきこもり支援センターとの兼任です。カフェの営業時間外には、みんなセンターの利用者支援にかけずり回っています」と語る。

カフェの営業時間は、ランチタイムの11:00~15:00で、1日の売上高は、35,000円~40,000円程度だという。大正ロマンあふれる店内の雰囲気を気に入った人たちがリピーターとなっているためだろう。次のステップとして週6日の営業化、さらに支援員



地域活動センターむぎらわぼうし

がいなくても運営できること(完全独立採算制)などが検討されている。もしこれが実現できれば、社会福祉法人による社会的企業の成功例となる。

国の規制改革実施計画や社会福祉法人制度 の在り方等に関する検討会報告書において、 社会福祉法人の内部留保や剰余金のあり方が 議論され、その使途として、地域における公 益的な活動が必要とされている。一方、麦の 郷の取り組みの出発点は、地域のニーズとそ れに応えようとする法人の姿勢にある。福祉 制度に位置づけられず、財源の裏づけがない ものについては、他の事業で収入を増やした り、スタッフを兼務させるなどの工夫をして、 費用を捻出して取り組む。『中間的就労』に 必要な2つの視点について、柏木さんは、次 のように語る。「根っこに必要なのは、福祉 的対応です。メンバーの特性に合わせて、個 別に時間をかけて関わっていく必要がありま す。しかし、経営については、企業の手法・ 考え方が必要です。福祉事業収入が入らない 分も、自分たちで稼いでいかなければならな いわけですから。

麦の郷では、障害者・失業者・ひきこもり・ ニートなどの人たちが、それぞれの特性に応 じた職業に就き、経済的自立をめざすための 支援を行うことが、社会福祉法人に課された 使命であると受けとめ、福祉制度の枠を越え て、地域の人たちの支援を受けながら新たな 事業の拡大に挑んでいる。

# 全社協福祉ビジョン2011 第2次行動方針〔2015(平成27)年3月〕 について

全国社会福祉協議会政策委員会の構成組織は、平成22年度に「全社協福祉ビジョン2011」を社会に公表し、その福祉ビジョンがめざす福祉の姿を具体的に構築していくために、次の4つの課題への取組についての「行動方針」を定め、活動を展開してきました。

- (1) 柔軟に対応できる制度内の福祉サービスの強化、確立
- (2) 制度で対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動の積極的展開
- (3) 市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化のしくみづくり
- (4)制度改革の働きかけ

そのうえで、今般、この間の政策委員会の 構成組織における取組と、社会保障・社会福 祉制度をめぐる改革の動向と課題等を踏まえ、 全社協 福祉ビジョン2011「行動方針」につ いて、2015年を起点としてさらに取り組ん でいくために「第2次行動方針」として改訂 しました。

全国社会福祉協議会政策委員会の構成組織は、「全社協福祉ビジョン2011」及び、「第2次行動方針」のもとに、新たな福祉課題・生活課題に向き合い、ともに生きる豊かな福祉社会の構築のため、今後の活動を展開していきます。

### 福祉ビジョン2011がめざす福祉の姿

~ともに生きる豊かな福祉社会の構築~

- ①社会福祉関係者、住民・ボランティアだけでなく、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、連携・協働する体制がある。
- ②要援助者のニーズに確実に対応する専門的援助が制度内の福祉サービスにより十分に用意されている。そして、制度が対応できないニーズには制度外の福祉サービス・活動の取り組み(開発・実践)が行われている。
- ③人びとがライフステージを経ていく中で生じるさまざまなニーズ、リスクに的確に対応する支援として福祉サービス ・活動が予防を含めて用意されている。とくに、判断能力が不十分なことなどにより、自立生活が困難な人には、権利擁護のしくみが用意されている。
- ④各福祉サービス・活動が互いに連携・協働し、要援助者を囲む家族、隣人、友人、地域社会との関係を維持、再構築しながら実施されている。さらに、制度外の福祉サービス・活動をまちづくり、地域づくりと連動して実施し、要援助者が構成員として受け入れられ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が志向されている。

# 全社協福祉ビジョン2011 第2次行動方針

# いま、重点的に取り組む重要課題 ~地域におけるセーフティネットのしくみの強化~

[2015(平成27)年3月]

「全社協 福祉ビジョン2011」を踏まえて、私たち全国の社会福祉関係者は、 以下の重要課題について主体的、積極的に取り組んでいきます。

私たちは、2025年に向けて持続可能な福祉制度を再構築する変革期にあって、ともに生きる豊かな21世紀の福祉社会を創造するため、地域における住民の生活と連帯を支える多様なしくみづくり、福祉課題・生活課題に対する柔軟な支援ネットワークづくりなどの支援体制の再構築により、地域コミュニティの再生・再編や活性化をはかります。

私たちは、社会保障・社会福祉制度そのものの強化をめざし、一方で制度による福祉サービスでは十分に対応できない問題や制度の狭間にある生活問題等には、それぞれの生活圏域において社会福祉法人の公益活動(「社会貢献」とも称される)の展開を積極的にすすめるとともに、必要に応じて、そうした活動を制度に位置づけ、さらなる取組をはかります。

私たちは、これらの取組を生活圏域において、あらゆる組織・個人(社会福祉法人、福祉施設・事業所、社会福祉協議会、民生委員・

児童委員(協議会)、老人クラブ、NPO法人等非営利法人、ボランティア·市民活動グループ、自治会町内会等地縁組織、地域福祉推進基礎組織<sup>(\*1)</sup>、障害者団体等当事者組織)と連携・協働してすすめます。

きわめて公共性が高い社会福祉法人(福祉施設・事業所、社会福祉協議会)は、これらの活動を主体的、積極的に展開するとともに、社会福祉法人の経営管理などにおける説明責任を果たし、社会的な理解と信頼を得ることに努めます。

これらの活動は住民がともに住む市区町村 段階での取組となりますが、都道府県・指定 都市段階では、組織間の連携・調整等を通し、 広域的な福祉活動の実施とともに、市区町村 段階の福祉活動を支援していく必要がありま す。都道府県・指定都市段階の福祉活動の推 進は、都道府県・指定都市社会福祉協議会が 積極的にその役割を果たします。

# 【いま、取り組むべき7つの重要課題】

- 1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
- 2. 地域での公益活動の展開強化
- 3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
- 4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
- 5. 大規模災害と防災への対応の強化
- 6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
- 7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

# 重点的取り組み

# 地域における総合相談・生活 支援体制の強化、確立

地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立により地域コミュニティの再生・再編及び活性化とあわせて、急速に深刻化している社会的孤立などの福祉課題・生活課題への取組を多様な支援ネットワークの構築をもとにすすめます。

#### (1)生活困窮者自立支援の着実な実施

生活困窮者自立支援事業 (\*2) の着実な実施とセーフティネット関連事業の一体的な展開により、生活に困難な課題のある地域住民の個々のニーズにそった包括的・継続的な支援を強化します。

### (2) 重層的な総合相談・生活支援体制の確立、 機能強化

生活困窮者自立支援事業とともに、以下の 事業を総合的かつ横断的に展開することにより、地域における総合相談・生活支援体制を 確立し、福祉課題・生活課題の解決・支援機 能を強化します。

とくに社会福祉協議会は、事業・活動の拡充とともに、各種相談支援機関の横断的な連携の働きかけと福祉課題・生活課題の解決手段の確保、多様化に向けた社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を強化します。

# ①生活福祉資金貸付制度等 (経済的支援を伴う自立支援) の機能強化

生活保護、雇用・就労支援対策、住宅対策との適切な役割分担をしつつ、経済的支援が

必要な人びとへの相談・支援、自立支援機能 の強化を図ります。

### ②日常生活自立支援事業(\*3)の拡充

自分自身で福祉サービス利用、生活を維持 する行為や金銭管理が困難な人の増加に対応 して、権利擁護の取組の拡充をすすめます。

# ③法人による成年後見、市民後見等の活動実施

財産管理のみならず、生活支援を目的とした法人後見や市民後見等の活動実施およびその活動を支えるしくみづくりをすすめます。

#### ④生活支援サービス(\*4)の実施

地域社会に必要な住民参加型在宅福祉サービス(有償・有料のホームヘルプサービス)、 食事サービス、移動サービス、買い物支援等 日常生活の支援を推進します。

#### ⑤地域密着型の福祉サービスの実施

住民・ボランティアとともに、地域社会に 根づいた福祉サービスの展開を行います。

# (3) 地域社会の支えのシステム化と支援へのアクセスの保障

近隣の助け合い活動や見守り活動をシステム化し、支援を必要とする地域住民にとって、安定的、継続的で安心できる支援のしくみをつくります。福祉課題・生活課題のある人を早期に発見し、支援することで、課題の重篤化や社会的孤立の深刻化の予防を図ります。

あわせて、支援を必要とする地域住民が必要な福祉サービス、多種多様な生活支援、権利擁護等にむすびつくよう支援します。

# 2. 地域での公益活動の 展開強化

現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟かつ機動的に対応できるしくみとして、地域での公益活動(\*5)を積極的にすすめます。

# (4) 社会福祉法人・福祉施設における公益活動の実施

社会福祉法人・福祉施設は、基軸である社会福祉事業等を着実に実施するとともに、経営資源(人材、設備、ノウハウ等)を生かし、地域の福祉課題・生活課題に対応する公益活動を地域の実情に応じて実施するなど、その使命と役割を果たします。

地域での公益活動の実施にあたっては、都 道府県内、とくに近隣の社会福祉協議会と社 会福祉法人・福祉施設等の連携・協働、ネッ トワーク化をすすめます。

# ①社会福祉事業を基盤とした多様な福祉課題・生活課題への対応

社会福祉法人・福祉施設は、制度や市場のみでは十分に対応できない福祉課題・生活課題の解決や緩和に資する地域での公益活動に創意・工夫をもって取組ます。また、取組にあたっては、地域社会・住民への情報発信・PRとともに、意見を反映するしくみや活動への協力・参画を促すしくみをつくります。

#### ②総合的な相談・支援の実施

社会福祉法人・福祉施設それぞれの専門分野は生かしつつ、あらゆる相談を受けつける(必要に応じて他につなげる)体制・支援をすすめます。また、これらの活動により把握した福祉課題・生活課題にもとづく、地域での公益活動をすすめます。

生活圏域における相互連携の調整や活動促

進、市区町村段階の総合相談・調整窓口の運営は市区町村社会福祉協議会が積極的に役割を果たします。

#### ③多様な公益活動の実施

生活保護や生活福祉資金貸付制度等で対応 しにくい緊急的な経済的援助、学習環境が 整っていない家庭の子ども等に対する学習支 援、中間的就労の場の整備等の多様な公益活 動を地域のニーズに即してすすめます。

#### ④災害時支援、緊急支援活動の実施

福祉避難所の設置等の災害時の対応や、制度で対応しにくい緊急の支援活動(介護、保育等)ができるしくみをつくります。

#### ⑤一時保護・緊急一時避難機能の強化

無料低額宿泊施設、更生保護施設等の生活 保護施設、緊急一時保護事業や空き家活用事 業等の制度を活用し、住居のない失業者、矯 正施設退所者等の住居確保、虐待や暴力から の被害者等の避難、シェルターなど積極的な 保護的支援の機能の強化を図ります(\*6)。

# (5) 生活圏域での多様な支援を実現するネットワークの構築

地域での公益活動の実施にあたっては、生活圏域での社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員(協議会)、老人クラブ、NPO法人等非営利法人、ボランティア・市民活動グループ等の連携をすすめます。また、社会福祉協議会は、これらの取組を支援します。

# 3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化

介護、障害児・者支援、子ども・子育て等 に関する福祉サービスの諸制度改革に対応し つつ、「社会的要請に応え、信頼される社会 福祉法人」の存在価値と公共性をあらためて 示すため、良質かつ安心・安全な福祉サービ スの効果的な提供を実現し示します。

#### (6)福祉サービスの質の向上

福祉サービス(介護、支援、保育、養育等)を必要とする高齢者、障害者、子ども・家族等を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、日常的な質の向上のための組織的な取組と福祉サービス第三者評価や苦情解決のしくみ等を活用により福祉サービスの質の向上をはかります。また、人権擁護を実現するため、福祉施設・事業所における虐待防止の取組を強化します。

# (7) 経営管理 (ガバナンス) の強化と経営の 透明性の確保

福祉サービスの質を高めることと継続性の担保の基盤となる、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理(ガバナンス)を強化するとともに、情報開示を積極的に行うなど説明責任を果たし社会から信頼される組織運営をすすめます。

そのため、組織の統治機能(理事会、評議員会、監事等)をはじめ業務執行や内部統制の機能を高めるとともに、法令等の遵守(コンプライアンス)を徹底し公正かつ適正な事業経営をすすめます。あわせて、積極的な情報開示、情報提供等により説明責任を果たし、経営の透明性を確保します。

# 4. 福祉の職場の社会的評価の 向上、福祉人材の確保・育成・ 定着の取組強化

福祉の職場への理解を一層促進する等の取

組により社会的な評価の向上をはかるとともに、「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」(\*^7)を継続的にすすめ、福祉人材の確保・育成・定着の取組を強化します。

# (8) 働きやすく、やりがいの感じられる福祉 の職場づくり

社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会は、福祉人材の確保、育成・定着に関する責務と主体的な取組の必要性を確認し、「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」をすすめ、社会に積極的に発信します。

# 5. 大規模災害と防災への 対応の強化

全国規模の被災地支援活動の一層の充実・強化をはかることにより、被災地で暮らす人びとのニーズに即した支援や、多様な被災地支援関係者と連携した課題解決の基盤を整えます(\*8)。

# (9) 災害時要援護者等への包括的かつ個別的な支援

大規模災害時においては、災害時要援護者をはじめ地域において様ざまな支援を必要とする地域住民に対して、安全確保や安否確認、災害による関連死の防止等の活動や変化していく多様な福祉課題・生活課題を発見し、その解決に向けた支援をすすめます。

あわせて、全社協の「大規模災害対策基本方針」(平成25年3月19日)を踏まえ、社会福祉協議会及び福祉施設・事業所等の関係団体間の連携とともに、災害福祉広域支援ネットワーク (\*9) の構築と発災に備え各福祉分野における減災・防災対策等をすすめます。

# 6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり

地域住民等が、それぞれの地域の福祉やま ちづくりについて主体的な関心を持ち、自ら 積極的に地域コミュニティに参加する環境づ くりを進めます。

#### (10)福祉活動やまちづくりへの参加の促進

地域住民、企業等が活動への参加や寄付等 の様々なかたちで、地域コミュニティに主体 的に参加する福祉の環境づくりを働きかけま す。

# 7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

上記の事業・活動をそれぞれの地域で計画 的かつ効果的に推進するとともに、必要に応 じて制度改革を働きかけます。

### (11)計画的な福祉基盤の確立と制度改革の 働きかけ

上記の事業 · 活動を踏まえ、市町村段階、 都道府県段階、国段階において、地域福祉計 画等の地域における福祉計画への位置づけや 策定を促進し、計画的な福祉基盤の確立のた めの取組をはかります。あわせて、必要に応 じて制度改革の働きかけを行います。

#### 【注記】

- \*1 地域福祉推進基礎組織とは、地区社会福祉協議会、校区福祉委員会、まちづくり協議会福祉部会等の地縁組織を基盤としているものです。
- \*2 生活困窮者自立支援事業とは、平成27年度より全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する包括的な事業です。
- \*3 日常生活自立支援事業とは、社会福祉協議会が認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等に福祉サービスの利用手続、日常の金銭管理、書類等の保管、日常生活上の変化の察知等を支援する福祉サービス(社会福祉法の「福祉サービス利用援助事業」)です。
- \*4 ボランティアグループ、NPO法人などの主体性にもとづき運営される、地域の要援助者の個別の生活ニーズに 応えるしくみ。公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されるが、一方、他の市民の地域福祉活動に比べ、 個別支援を安定的・継続的に行うためよりシステム化されたものです。
- \*5 地域での公益活動とは、社会福祉法人が公的な資源として、社会福祉事業や公益事業、または、これらの事業 の拡充や新たな取組の実施等により、制度や市場のみでは解決・緩和できない地域の福祉課題・生活課題に柔 軟に対応する活動です。
- \*6 いわゆる貧困ビジネスを拡大させないためにも、社会福祉法人がこうした課題への取組を積極的にすすめる必要があります。
- \*7 全国社会福祉協議会政策委員会「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」等にもとづき、 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等が積極的に取組むことが必要です。
- \*8 全国社会福祉協議会は、東日本大震災の経験と教訓から、支援活動の総括とともに、各団体の取組を尊重しつつ、 大規模災害時における社協等関係団体間の全国規模の連携 ・協力の基本的な考え方を整理し、団体間の共通認 識としていくことを目的に、「大規模災害対策基本方針」(平成25年3月19日)を策定しています。
- \*9 東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験、課題等を踏まえ、福祉・介護分野での全国ネットワークによる人材派遣・受入等、広域緊急支援体制構築が必要であることから、都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部(協議会形式)を設置し、平時より都道府県内の民間福祉事業者等と連携を図りながら、災害時の福祉支援ネットワークの構築するものです。

# 

### 社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

- 都道府県·指定都市社会福祉協議会
- 市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
- 全国民生委員児童委員連合会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- 全国保育協議会
- 全国保育士会
- 全国児童養護施設協議会
- 全国乳児福祉協議会

- 全国母子生活支援施設協議会
- 全国福祉医療施設協議会
- 全国ホームヘルパー協議会
- 日本福祉施設士会
- 全国社会福祉法人経営者協議会
- 障害関係団体連絡協議会
- 全国厚生事業団体連絡協議会
- 高齢者保健福祉団体連絡協議会
- ・ 全国老人クラブ連合会

# 全社協 福祉ビジョン2011 実践事例集 Vol.3 社会福祉法人による地域での公益活動

平成27年3月31日 発行

発行者 社会福祉法人全国社会福祉協議会政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721

全社協ホームページ http://www.shakvo.or.ip/

